

交渉結果説明書

件名	給与制度の総合的見直し	
提案日	平成 27 年 1 月 16 日	
提案の概要	<p>・平成 26 年度千葉県人事委員会勧告に準じ、50 歳台後半層の職員の給与が民間給与を上回っている状況を考慮して給料表の水準を引下げるほか、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当の見直すため、平成 27 年第 1 回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</p>	
交渉日	労使の別	主張の要旨
H27.1.16 H27.1.29 H27.2.6 H27.2.13 H27.2.16 H27.2.17 H27.2.26	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県人事委員会の勧告に準じ給料表の水準を平均 2.2% 引下げる。施行は H28.4.1 からとし現給保障は 2 年とする。 ・55 歳を超える 7 級以上の 1.5% 減額支給措置は廃止する。 ・単身赴任手当の基礎額を 30,000 円に、加算額の限度額を 70,000 円に上げる。 ・管理職員特別勤務手当を災害への対処等で平日深夜に勤務した場合も勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲で支給する。
H27.3.10 H27.3.16 H27.3.17	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障は施行から 3 年とすること。 ・55 歳を超える 7 級以上の 1.5% 減額支給措置の廃止、単身赴任手当の引上げ及び管理職員特別勤務手当の支給範囲の拡大についても H28.4.1 施行とすること。 ・高齢層の給与等が削減されていることを考慮し、今後労使協議していくこと。

交渉結果（合意内容）

- 1 平成 26 年度千葉県人事委員会勧告（給与制度の総合的見直し）を受け、以下について平成 27 年流山市議会第 1 回定例会に「流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案」を上程する。
 - ① 給料表の見直しについては、給料月額を平均 2.2% 引下げる新給料表（別紙）に改定する。実施時期は平成 28 年 4 月 1 日からとする。
 - ② 新給料表への移行においては、激減緩和策として経過措置を設ける。その際、給料月額が平成 28 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間に於いて、その差額を支給する。再任用職員も同様の取扱いとする。
 - ③ 単身赴任手当の基礎額及び単身赴任手当の加算額（配偶者の住居への帰宅費用相当分）については、基礎額を現行の 23,000 円から 30,000 円に引上げ、加算額の限度額を現行の 45,000 円から 70,000 円に引上げる。実施時期は平成 28 年 4 月 1 日からとする。
 - ④ 管理職員特別勤務手当については、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、やむを得ず平日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲の額を支給する。実施時期は平成 28 年 4 月 1 日からとする。
 - ⑤ 現在実施している 55 歳を超える 7 級以上の職員の給料等の 1.5% 減額支給措置については、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。